

平成 27 年度（補正予算・TPP 関連対策） 利子助成事業の概要

認定農業者が、TPP 協定による経営環境変化に対応して、新たに規模拡大、農産物輸出等の攻めの経営展開に取り組むために借り入れるスーパー L 資金について、金利負担を軽減するための農林水産省の利子助成事業（担い手経営発展支援金融対策事業（以下「本事業」））を（公財）農林水産長期金融協会が実施します。

1 事業の趣旨

環太平洋パートナーシップ協定（TPP 協定）の大筋合意に伴い、関税削減による長期的な影響が懸念される中で、優れた経営感覚を兼ね備えた農業経営体を育成・支援することが緊急の課題となっており、認定農業者が新たに規模拡大、農産物輸出等の攻めの経営展開に取り組むために借り入れるスーパー L 資金の金利負担を軽減するために利子助成金を交付するものです。

2 対象者

人・農地プラン（注 1）若しくは経営再開マスタープラン（注 2）において地域の中心となる経営体として位置付けられた認定農業者又は農地中間管理機構から農用地等（注 3）を借り受けた認定農業者のうち、経営展開計画（注 4）を作成した方です。

（注 1） 人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成 24 年 2 月 8 日付け 23 経営第 2955 号農林水産事務次官依命通知）第 2 に定めるものをいう。

（注 2） 地域農業経営再開復興支援事業実施要綱（平成 23 年 11 月 21 日付け 23 経営第 2262 号農林水産事務次官依命通知）第 2 の 1 に定めるものをいう。

（注 3） 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 2 条第 2 項に規定する農用地等をいう。

（注 4） 担い手経営発展支援金融対策事業実施要綱（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 経営第 2598 号農林水産事務次官依命通達）別記様式第 1 号に定めるものをいう。

3 対象資金・助成内容

(1) 対象資金

(株)日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫から融資されるスーパーL資金(＝農業経営基盤強化資金)です。

その貸付決定がなされる期間については特に設定されておらず、融資決定額が当該融資枠に達した時点で終了します。

なお、本事業に基づく利子助成は、国の補助金(交付金等を含む。)を活用して経営展開を図る取組も対象としており、TPP 関連対策の補助事業を含め、本事業の対象となります。また、融資を受ける際の自己資金部分に対して助成する融資残補助については本事業の対象となります(例：経営体育成支援事業(融資主体型補助)、6次産業化ネットワーク活動交付金(整備事業))。このほか、円滑化貸付資金(無担保・無保証人貸付)、クイック融資や他省庁が所管する補助事業を活用して経営展開を図る場合も本事業の対象となります。

ただし、いわゆる「安定化長期資金」(負債の整理など)は対象となりません。

(2) 利子助成率

公庫の貸付利率に相当する利子を助成(ただし、2%が上限)

(3) 利子助成期間

貸付時から5年間

(4) 利子助成対象貸付限度額

スーパーL資金の貸付限度額(個人3億円(特認6億円)・法人10億円(特認20億円))

(5) 対象融資枠

1,000億円

〈参考資料〉

- ・人・農地プラン(参考様式)
- ・経営再開プラン(参考様式)
- ・スーパーL資金に係る金利負担軽減措置適用に関する証明書(参考様式)
- ・経営展開計画(参考様式)